

## 第4編

# 次世代育成支援行動計画



## 第4編 次世代育成支援行動計画

### 第1章 次世代育成支援行動計画の概要

#### 1 次世代育成支援行動計画とは

わが国では、少子化が急速に進んでいます。合計特殊出生率（1人の女性が生涯に出産することの数の平均）を見ると、昭和49年（1974年）に2.05と人口維持に必要とされる2.07を下回り、平成元年（1989年）には1.57、令和元年（2019年）には1.36、令和5年（2023年）には1.20と年々減少を続け、様々な対策を講じているものの人口を維持するために必要とされている2.07には遠く及ばない状況で、少子化対策は重要課題となっています。

少子化の進行は、社会保障をはじめ、わが国の社会経済全体に構造的変化をもたらす深刻な影響を与える一方で、こどもが健やかに育つ環境を形成するうえで多くの課題をもたらします。このような中、国は、平成15年（2003年）7月に「次世代育成支援対策推進法」（令和6年（2024年）改訂）を制定し、地方公共団体及び事業主に対して行動計画の策定を義務づけることにより、次世代育成支援の迅速かつ重点的な推進を図ってきました。しかしそれ以降も、少子化の進行に歯止めがかかっていないことから、国では平成19年（2007年）に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を両輪とする『子どもと家族を応援する日本 重点戦略』をまとめ、市町村に対し、子育て支援の社会的基盤の充実を求めています。

この法律は10年間の時限立法であることから、たびたび改正され法律の期間が延長されています。最終改正は令和6年（2024年）5月で、令和17年（2035年）3月末までの期間となっています。

さらに、これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げてこどもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから「子ども・子育て関連3法」が平成24年（2012年）8月に成立（令和6年（2024年）10月最終改訂）しました。この「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域のこども・子育て支援の充実を図ることをめざしています。

このような状況の中、本村ではこどもが健やかに育ち、子育てに喜びを感じられる社会の実現に向け、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「次世代育成支援行動計画」を策定し、すべてのこどもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかし、近年の少子高齢化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、デジタル社会の進展など、こども、子育てを巡る環境は大きく変化しています。

本村は、伊那谷の中心に位置し、保育園から大学院まで教育機関が揃うなど、子育て・教育環境に恵まれた地域です。こうした特性を活かしながら、将来を担うこどもたちの育ちと家庭の支援を一層充実させることが求められています。

本計画は、これらの課題に対応し、村総合計画の理念「夢と希望を持ち続けられ、いきいきと暮らせるすてきな南箕輪村」の実現をめざす取組の一環として位置づけられます。

今後、保育や教育の質の確保、経済的困窮や外国籍家庭など支援が届きにくい世帯への配慮、切

れ目ない支援体制の構築などが課題となります。これらを踏まえ、すべてのこどもが夢や希望を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、行政と地域が一体となって取組んでいくための計画として「次世代育成支援行動計画」を策定します。

## 2 計画策定の目的

「次世代育成支援対策推進法」において、目的が以下のように明確化されています。

### 【「次世代育成支援対策推進法」から抜粋】

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

本村でも、少子高齢化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、デジタル社会の進展などにより、こどもや子育て家庭を取巻く状況は厳しくなっています。このような状況を背景に、子育て支援や働きながら子育てしている家庭の生活支援、また、こどもたちの健全育成のために、様々な施策で子育て支援を推進すべく、村総合計画を上位計画とし、平成17年度（2005年度）に「次世代育成支援行動計画」を策定し、その後、数次の改訂を図りつつ取組んできました。

国や社会の動向を踏まえるとともに、本村におけるこれまでの次世代育成支援に関する取組の進捗状況や課題を検討し、令和8年度（2026年度）4月から始まる「南箕輪村こども計画」に包含し「南箕輪村次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

## 3 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく市町村行動計画です。本村としては、第3条の基本理念にのっとり相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進します。

### 【「次世代育成支援対策推進法」から抜粋】

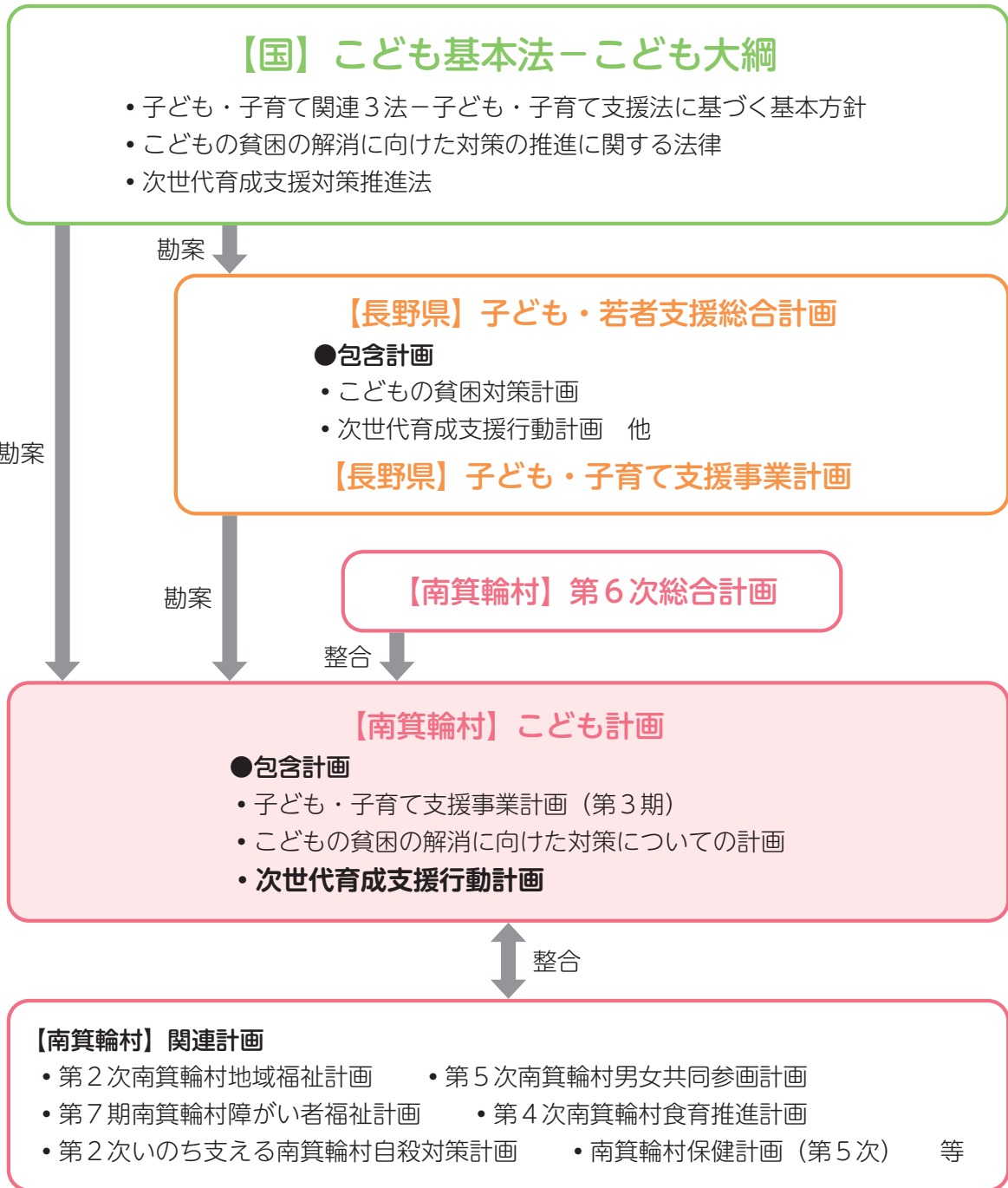
#### (基本理念)

#### 第三条

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

### (2) 他の計画との関係

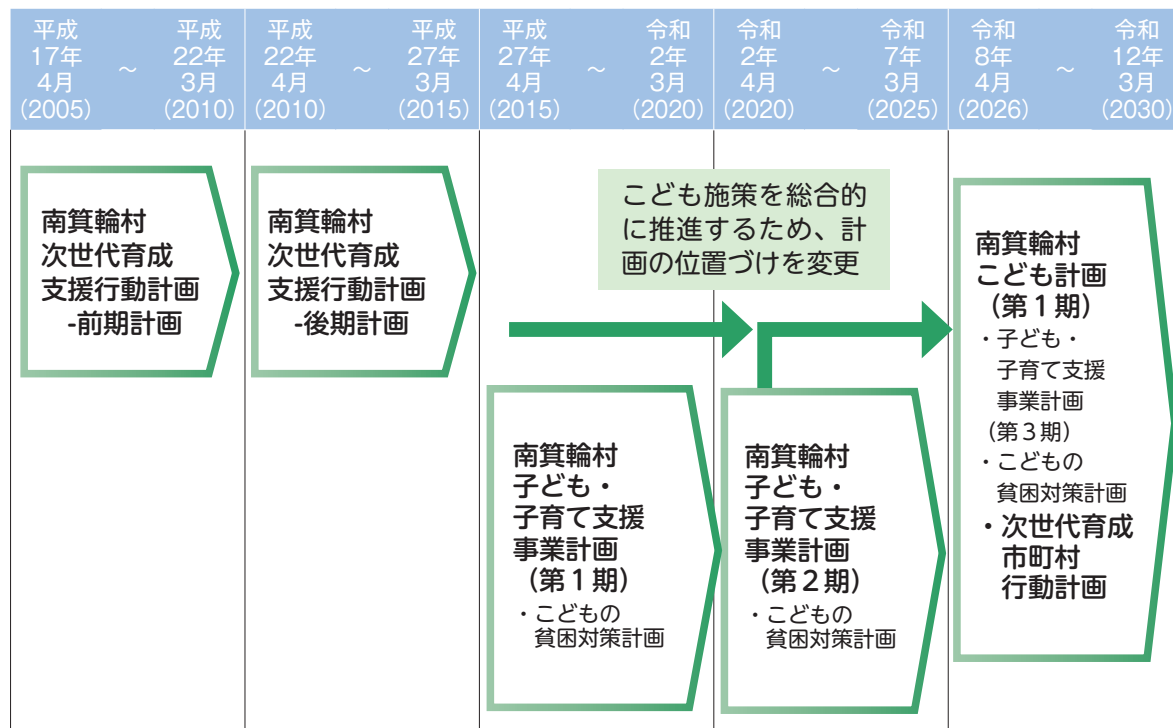
この計画は、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など村政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられ、本村のむらづくりの総合的指針である村総合計画を上位計画として、次代を担う子どもを生き育てる家庭を地域全体で支援し、こどもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。



## 4 計画期間

この計画は、令和8年（2026年）4月から令和12年（2030年）3月までの4年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や本村の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 本村の現況

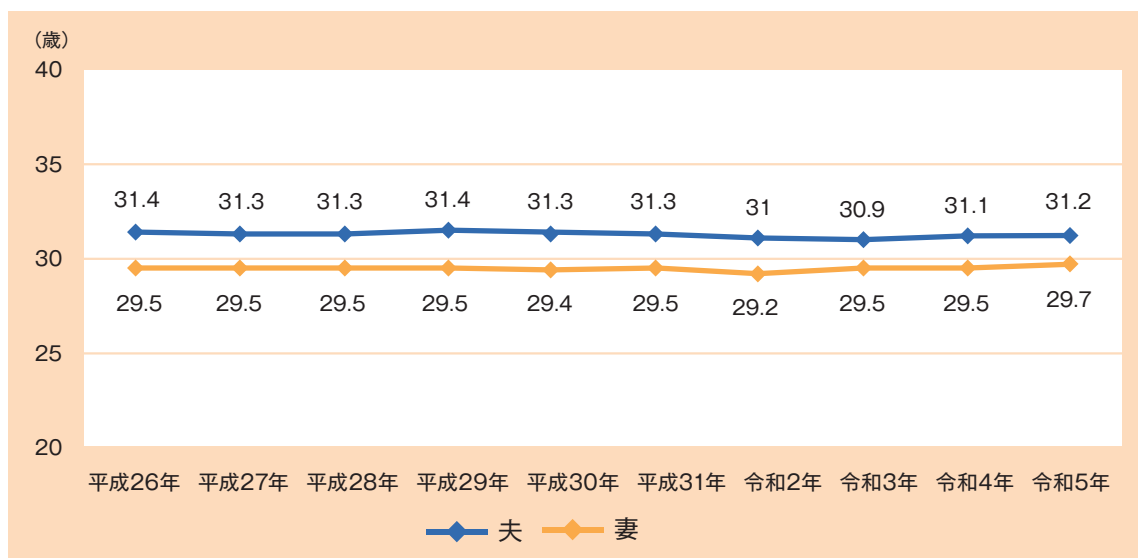
### 1 本村の現況

#### (1) 少子化の動向

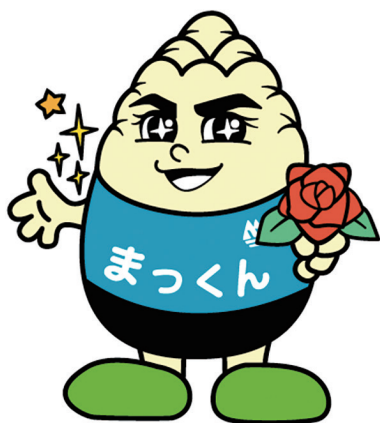
##### ① 平均初婚年齢

長野県の平均初婚年齢について、平成26年(2014年)からの10年間は、男性は概ね31歳、女性は概ね29歳で一定となっています。

【長野県の平均初婚年齢の推移】



【資料：人口動態統計】

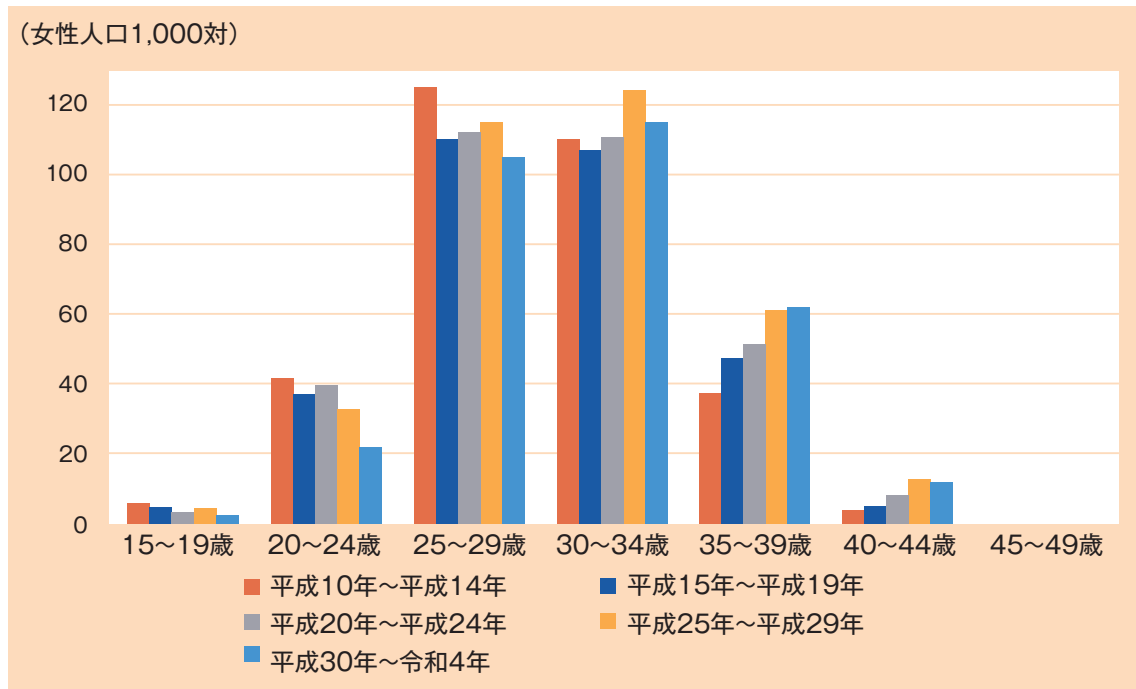


## ②晩産化、少産化の動向

### ・母親の年齢階級別出生率

本村の母親の年齢階級別出生率については、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）と平成10年（1998年）から平成19年（2007年）を比べると、平成25年（2013年）から令和4年（2022年）の方が30歳以上で出産する割合が多くなっています。

【母親の年齢階級別出生率（女性人口1,000対、ベイズ推定値<sup>\*1</sup>）】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
平成10年～平成14年	6.3	41.7	125.3	110.1	38	4.7	0.1
平成15年～平成19年	5.1	37.1	110.6	107.3	48.3	5.3	0.1
平成20年～平成24年	3.5	40.2	112.7	111.3	52.1	8.8	0.2
平成25年～平成29年	4.7	33.2	115.4	124.3	61.8	12.8	0.2
平成30年～令和4年	3.0	22.5	105.4	115.6	62.7	12.4	0.2

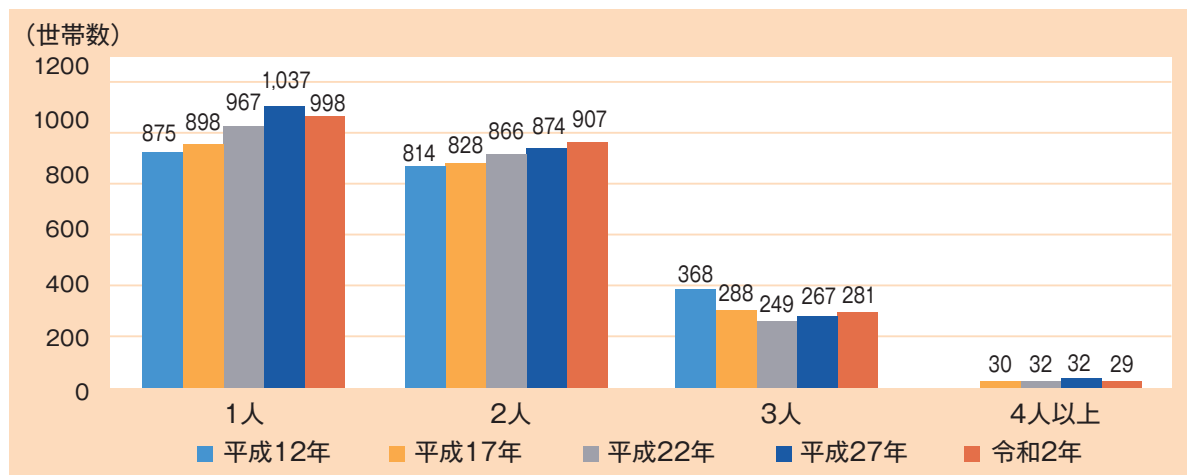
【資料：人口動態統計】

※1 ベイズ推定値：小地域における合計特殊出生率や標準化死亡比を見る場合、観測データ（出生数や死亡数）が少なく、出生、死亡の動向を把握することが困難。このような場合、当該市区町村を含むより広い地域である都道府県の出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生数、死亡数等の観測データを総合して当該市区町村の合計特殊出生率、標準化死亡比を推定するベイズ推定を適用し安定的な推定を行う。

## ・世帯当たり子ども数

本村の世帯当たり子ども数については、平成12年（2000年）には3人の世帯が368件でしたが、以降は約250～290世帯前後にとどまっており、1～2人世帯が増加傾向にあります。

【世帯当たり子ども数】

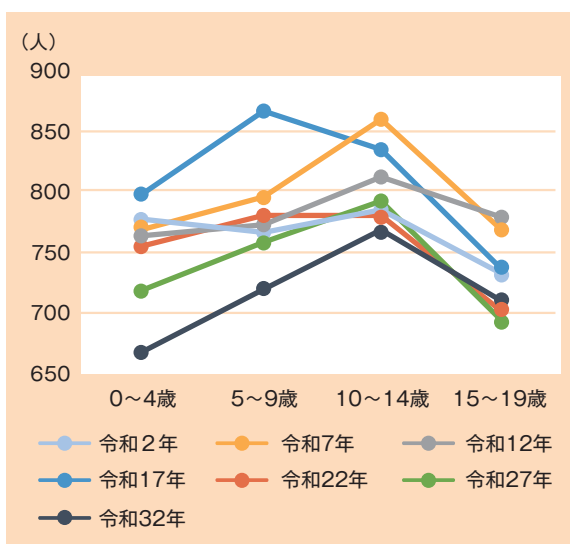


【資料：国勢調査】

### ③子どもの数の将来予測

本村の子どもの数の将来予測は、多少の増減はあるものの、どの年代においても年々減少していく傾向が予測されています。

【子どもの数の将来予測】



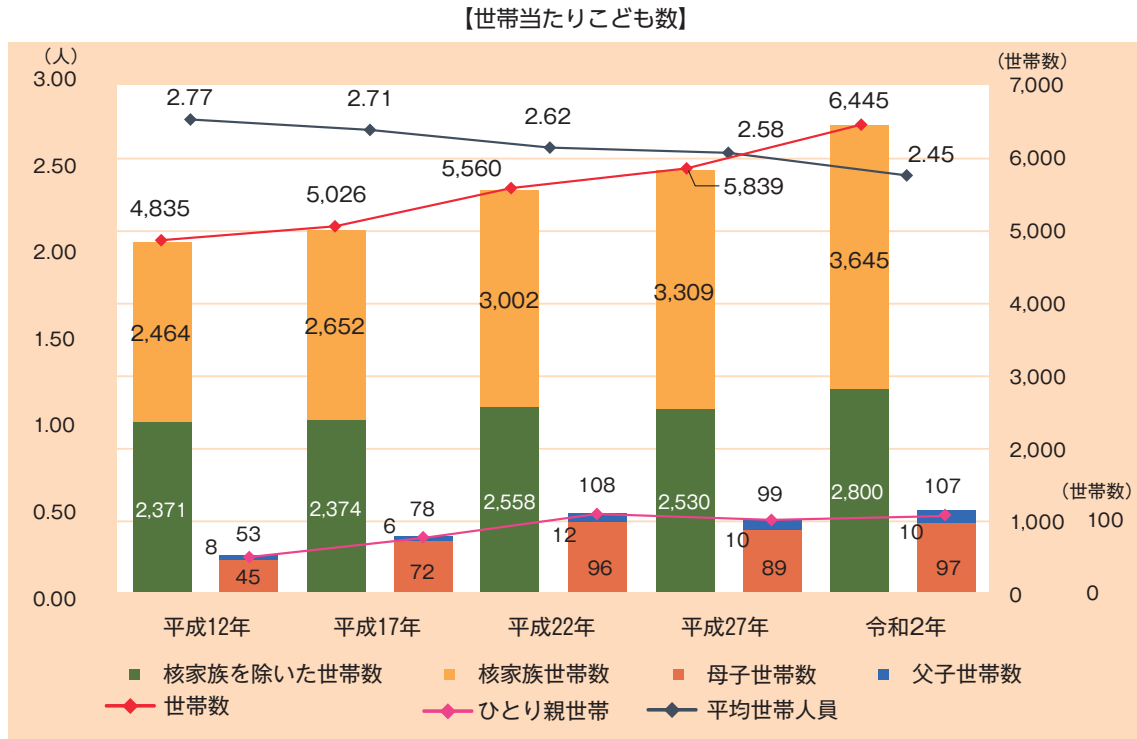
【資料：国立社会保障・人口問題研究所】

## (2) 家族や地域の状況

### ①世帯の動向

#### ・世帯数

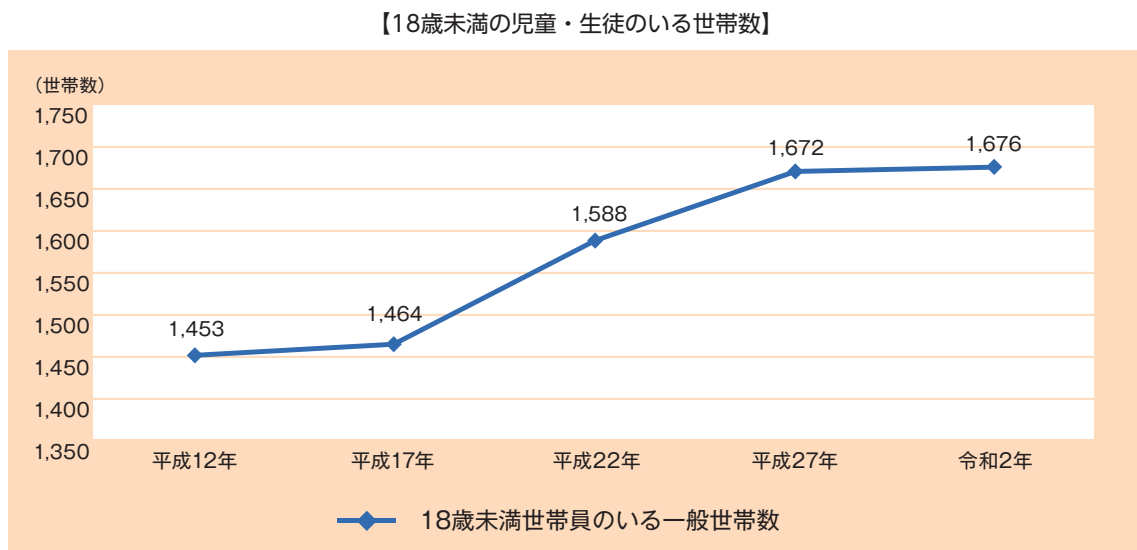
本村の世帯数の推移を見ると、平成12年（2000年）から令和2年（2020年）の間で増加し続け、その20年間に1,610世帯増えています。しかし、1世帯あたりの人数は徐々に減少しています。また、ひとり親世帯については平成12年（2000年）から平成22年（2010年）まで増加し、その後100世帯前後の横ばいになっています。



【資料：国勢調査】

#### ・18歳未満の児童・生徒のいる世帯数

本村の18歳未満の児童・生徒のいる世帯数については、年々増加傾向にあります。



【資料：国勢調査】

## 第3章 次世代育成支援に向けた具体的取組

### 1 地域における子育ての支援

#### 【現状・課題】

少子高齢化、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの多様化、デジタル社会の進展などの環境の変化は、子育て中の保護者が孤立する状況を招き、子育て不安や精神的な負担の増大につながっています。

また、子育て支援において、地域の担う役割は今後より重要になってきます。気軽に相談や交流などができる場づくりや、子育てを支える地域活動の振興など、地域における子育て支援体制を充実させていく必要があります。

アンケート調査では、「日常的に児童をみてもらえる親族・知人」は祖父母が33.5%、友人・知人が2.3%と低い値となっています。また、「子育てをするうえで気軽に相談できる人」は祖父母など親族が85.4%、友人や知人が70.9%となっています。さらに、周囲のサポートについては、子どもを預かる場所や時間の拡充を望む意見が多く見られました。

さらに、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター「すくすくはうす」、子育て援助活動支援センター「ファミリー・サポート・センター」など）を利用していないとの回答は83.2%となっています。

本村では、未来を担うすべての子どもたちが、限りない夢と想像力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせた子育て支援・相談をはじめ、子どもたちが「学び・遊び・交流」ができる、そして、幅広い世代の人たちと交流ができる"みんなの憩いの場"をめざして「こども館」を開設しました。

この「こども館」を活動の核として、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実を図ることで、家庭と地域が支え合う子育てのしやすい環境の拡大が求められています。

#### 【施策の方向】

「こども」を育てることは、地域の未来を育てることであり、本村の未来を育てることに繋がります。子ども・子育て支援事業を着実に実行し、地域における様々な子育てへの取組を支援します。

## 2 妊婦及び幼児などの健康の確保及び推進

### 【現状・課題】

妊娠期及び出産後の母親、乳幼児などの健康の確保及び推進は、その後の人生に大きく関わります。

特に、乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動など生活リズムを整え、こどもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では、子育てをするうえで気軽に相談できる人は「祖父母」「友人・知人」が多く、子育て支援施設・NPOは15.2%、自治体の子育て関連担当窓口は3.2%と低い値となっています。

本村では、妊娠の届け出をした母親にこども課窓口で母子健康手帳の交付に始まり、妊婦健診の受診勧奨、医療機関などで使用できる受診票（補助券）の交付、妊婦とその夫が妊娠中の保健衛生や育児に関する正しい知識を持ち、安心して出産、育児に臨むためのマタニティスクールの開催など、妊婦、乳児及び幼児などの健康の確保及び増進に取り組んでいます。

また、様々な不安の解消や、近年社会的な問題となっている「孤育て<sup>\*1</sup>」への対策として、産婦・新生児、乳児訪問、育児相談なども実施しています。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取組が必要です。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、安心してこどもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

### 【施策の方向】

不妊及び不育症の治療を行っている夫婦への支援を強化するとともに、妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援の体制をより強化し、妊娠期の不安の解消や孤育てとならないための取組、こどもを健康で健全に養育するための取組をより充実させます。

※1 孤育て：子育てを家族だけで抱え込み、周囲から孤立した状態。共働きや地域のつながりの希薄化、祖父母世代との同居の減少など、複数の要因が重なっている。

### 3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 【現状・課題】

すべてのこどもの健やかな育ちを支援するためには、こどもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

さらに、こどもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、こどもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、こどものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

アンケート調査では、母親の87.8%、父親の98.8%は就労しており（一部産休、育休、介護休暇中を含む）、このうち、母親の55.4%は現在の勤務形態であるパート・アルバイトなどの継続を望んでおり、フルタイムへの転換希望者で実現できる見込みのある母親は14.3%となっています。また、定期的な教育・保育事業の利用は、保育園が95.7%と大半を占めています。

本村では、保育園5園を運営しており、多くのこどもが通っています。さらに、延長保育は各園で、乳児保育は3園で、未満児保育は5園で対応しています。また、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として地域子育て支援拠点事業（すくすくはうす）などの運営も行っています。

今後は、多種多様な保育が利用される中、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供量を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を維持していくことが必要です

#### 【施策の方向】

こどもの心身が健やかに成長することは、子育ての基本であり、次代の社会を担うこどもを育てることに繋がります。

子育てに必要な環境の整備やところとからだのバランスよく成長するための取組を推進するとともに、安心して成長できる体制を地域と連携して構築します。

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### 【現状・課題】

こどもの遊びや体験活動は、こどもや若者の健やかな成長の原点です。遊びを通じて想像力や好奇心、自尊心、思いやりなどを学びます。こどもが、のびのびとすこやかに成長するためには、安心して様々な体験をすることのできる環境を整備するとともに、その経験を通して成長するための施設整備への取組も重要となっています。

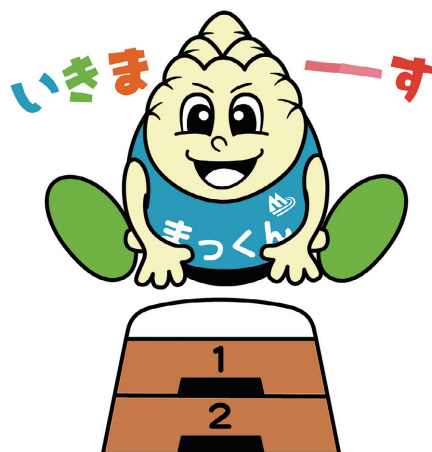
近年、こどもたちを狙った犯罪や、こどもが巻き込まれる事故などの発生により、地域におけるこどもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成30年（2018年）に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取組んでいます。アンケート調査でも、回答者の多くが、「安全」「安心」といったキーワードを掲げており、保護者の多くは、安心して生活を送ることのできる環境の整備を求めています。

本村でも、こどもが安心して過ごすことができるよう、こども館の整備、大芝公園を含む都市公園4か所、地区で整備した公園を含む児童遊園が14か所整備されており、1か所が整備中です。また、歩道の設置などの交通安全対策も実施してきました。一方、多くの児童・生徒が利用する道路では、歩道の未整備区間があります。

今後は、こどもの安全・安心のための環境整備への取組が求められています。

### 【施策の方向】

こどもが安全で安心して日常生活を送れる環境を整えることで、子育てを支援します。



## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 【現状・課題】

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することをめざしています。令和6年（2024年）5月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、こどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況について公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化などが盛り込まれ、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の87.8%、父親の98.8%は就労しており（一部産休、育休、介護休暇中を含む）、このうち、母親の55.4%は現在の勤務形態であるパート・アルバイトなどの継続を望んでいます。また、フルタイムへの転換希望者で実現できる見込みのある母親は14.3%となっています。

本村では、子育て女性再就職トータルサポートセンターを軸に、子育て中の母親に対し仕事と子育ての両立を図れるよう、相談から就業のあっせん、セミナーの開催やスキルアップへの支援などを実施しています。

すべての村民が希望する働き方や暮らし方を選択でき実現できるように、子育てや介護のための社会支援の充実を図り、仕事と家庭生活の両立ができる環境づくりが求められています。また、村内の企業・事業所に対して、「女性の活躍推進法」に関わる情報を提供するなど、連携して取り組むことができる環境づくりが必要です。

### 【推進方策】

働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性、職場でステップアップしたいと希望する女性など、自らの意志によって働き、また働こうとする女性とその思いを叶えることができるむらづくりを推進します。

家庭では子育ての責任の多くを女性が担っている現状を踏まえ、女性が職業生活と家庭生活との両立を図りながら職業生活において活躍できる取組を促進していきます。

## 6 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

### 【現状・課題】

発達に支援が必要なこどもの早期発見・早期支援を行うために関係機関が連携を強化し、支援や相談体制の充実を図るとともに、保育園、学校、放課後児童クラブなどにおける受け入れ体制の充実を図る必要があります。

近年、こども・若者を取巻く環境は複雑化・多様化しており、全国的に、いじめや不登校、ひきこもりといったこども・若者を取巻く問題が指摘されています。ひきこもりやニートなどの困難を抱えたこども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、相談支援や関係機関の連携強化し、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう必要な支援を行うことが重要です。

さらに、支援を必要とするこどもや、困難を抱えた家庭・こどもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、こどものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉など）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

一方、アンケート調査では子育てを相談するうえで気軽に相談できる人、場所については、保育士40.5%、子育て支援施設（児童館など）・NPO15.2%、かかりつけの医師12.7%と、保育園における相談が多くなっています。また、地域子育て支援拠点事業の利用は15.0%に留まるなど、より広範な相談体制の構築が求められています。

この相談については、現在の取組を好評価する回答が多く見られる一方、より充実した相談体制を望む回答もありました。

本村でも、要支援親子教室（あそびの教室「どんどこ広場」）、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）、こども相談室などで様々な問題に対して相談を受け付け、解決に向けて取組んでいます。

### 【推進方策】

個人情報保護・秘密保持などに配慮しながら子育てに関する様々な悩みごとを気軽に相談できる体制について、関係機関との連携を図りつつ体制の維持・強化を図ります。

また、要保護児が安心して成長することができるよう、各種支援措置を継続します。

## 第4章 計画の進行管理

本計画に基づく施策を推進するために、主な事業における庁内関係各課及び関係機関等の取組の状況や成果・課題など進捗状況の点検を行いPDCAサイクルに基づき管理します。

進捗状況については、必要に応じて「子ども・子育て審議会」に報告を行うことで、外部からの視点も取入れていきます。また、適宜計画の見直しなどを実施し、本村における「こども計画」の推進を図ります。

